

春日部市農業委員会委員選挙区及び各選挙区定数条例の一部を改正する条例

春日部市農業委員会委員選挙区及び各選挙区定数条例（平成17年条例第133号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(委員の定数) 第3条 各選挙区において選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。 第1選挙区 <u>11人</u> 第2選挙区 <u>9人</u>	(委員の定数) 第3条 各選挙区において選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。 第1選挙区 <u>17人</u> 第2選挙区 <u>13人</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。